

鳥取県告示第 103 号

結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 36 条第 4 項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和 26 年政令第 142 号）第 2 条の 5 第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 2 月 6 日

鳥取県米子保健所長 藤 井 秀 樹

名称	所在地	辞退年月日
本町薬局	境港市本町 14- 1	平成 19 年 1 月 24 日
稲田聡薬局	米子市日野町 7	平成 19 年 1 月 29 日